

information

お知らせ

4月の「加茂休日急患診療所」

6日(日)	濃飛ファミリークリニック (☎53-3111)
13日(日)	太田メディカルクリニック (☎26-2220)
20日(日)	田原医院 (☎53-5588)
27日(日)	木沢記念病院 (☎25-2181)
29日(火祝)	うえだクリニック (☎26-2281)

※診療時間は、午前9時から午後5時までです。

過去2年間に国民年金保険料の未納期間がある方へ

美濃加茂年金事務所 ☎ 25-8181

国民年金保険料の免除申請ができる対象期間が拡大されます。

国民年金は、所得が少ないときや失業等により保険料を納付することが経済的に困難な場合、保険料の免除を申請することができます。

平成26年度4月からは、申請時点の2年1ヶ月前の月分まで申請ができるようになります。

手続きは、以下のところで行うことができます。

- ・美濃加茂年金事務所 ☎ 25-8181
- ・役場1階 町民課 医療年金係 ☎ 43-2111(内線 2115)

2年1ヶ月前の月分まで免除申請をすることができますが、申請が遅れると万一の際に障害年金などを受け取れない場合がありますので、すみやかに申請してください。

申請期間に対応する前年所得に基づき、審査を行いますので、免除が承認されない場合があります。

障害年金受給等で法定免除を受けている方へ

美濃加茂年金事務所 ☎ 25-8181

国民年金保険料の通常納付ができるようになります。

障害基礎年金の受給などにより法定免除となっている方について、平成26年4月から、保険料を通常納付できる「納付申出制度」がはじまります。

納付申出により、保険料の口座振替や前納による保険料の割引など、便利でお得な制度をあわせて利用できるようになります。

手続きは、以下のところで行うことができます。

- ・美濃加茂年金事務所 ☎ 25-8181
- ・役場1階 町民課 医療年金係 ☎ 43-2111(内線 2115)

国民年金後納制度で将来の年金額を増やせます

美濃加茂年金事務所 ☎ 25-8181

国民年金保険料専用ダイヤル (ナビダイヤル)

☎ 0570-011-050

050から始まる電話でおかけになる場合

☎ 03-6731-2015

後納制度は、過去10年間に納め忘れた保険料を納付することにより、将来の年金額を増やすことができるものです。また、年金を受給できなかった方は後納制度を利用することで年金が受けられる場合があります。

過去10年以内に納め忘れの保険料がある方は、ぜひ後納制度をご利用ください。

なお、後納制度が利用できる期限は平成27年9月30日までとなっています。お早めに申込み (☎ 0570-011-050) ください。

また、すでに後納制度を申し込まれた方で、平成16年4月以降の後納保険料の納付がお済みでない方は、納付書に記載された使用期限 (平成26年3月31日) までに納付をお願いします。

使用期限までに納付できなかった方が、平成26年4月以降に納付を希望される場合は、新たな加算額による納付書を発行しますので、国民年金保険料専用ダイヤル (☎ 0570-011-050) または美濃加茂年金事務所 (☎ 25-8181) にご連絡ください。(平成16年3月以前の後納保険料は、10年を超えるため平成26年4月以降は納付できません。)

警察官を募集します！

岐阜県警察本部 ☎ 058-271-2424

□試験区分・受験資格

- ・A I (男性) ・ A I (女性)

昭和58年4月2日以降に生まれた者で、平成26年10月の採用に応じられる者。また、学校教育法に基づく大学 (短期大学を除く。) を卒業または平成26年9月30日までに卒業見込みの者

- ・A II (男性) ・ A II (女性)

昭和58年4月2日以降に生まれた者。また、学校教育法に基づく大学 (短期大学を除く。) を卒業または平成27年3月31日までに卒業見込みの者

□受付期間 4月2日(水)~4月18日(金)

□第1次試験 5月11日(日) 岐阜市

※試験方法等詳しくは、岐阜県警察のホームページ (<http://www.pref.gifu.lg.jp/police/>) をご覧ください。